

柏原市子育て支援アプリ導入及び運用保守業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、柏原市子育て支援アプリ導入及び運用保守業務を委託するにあたり、本業務に対して提案を求め、最も優れた者と契約を締結することを目的として、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の実施について必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 柏原市子育て支援アプリ導入及び運用保守業務
- (2) 業務内容 別添業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 金 1,864,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

うち 導入業務の上限額

金 1,666,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

うち 運用保守業務（サービス利用料を含む）の上限額

金 198,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

2 担当部署

柏原市 福祉こども部 こども家庭安心課 母子保健係

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電話 072-943-1008 FAX 072-920-8039

メールアドレス kodomokatei@city.kashiwara.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- ② 令和7・8年度の柏原市物品購入・役務提供における入札参加有資格者であること。
- ③ 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ④ 柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成31年3月29日制定）に基づく指名停止業者又は指名回避業者でない者。

- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者で更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者で再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ⑥ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JISQ27001 又は ISO/IEC27001）又はプライバシーマークの認証（JISQ15001）を受けていること。
- ⑦ 過去 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）において、近畿 2 府 4 県のいずれかに属する地方公共団体における電子版母子健康手帳（※）の構築業務の履行実績が 1 件以上あること。

※電子版母子健康手帳とは、こども家庭庁発出の「電子版母子健康手帳ガイドライン」（令和 8 年 3 月 31 日こ成母第 349 号）に対応したシステムをいう。

4 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料等は、本市ウェブサイトからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）
- イ 業務実績調書（様式 2）
- ウ 業務実施体制調書（様式 3）
- エ 機能要件一覧（別紙様式 1）
- オ クラウドサービス要件一覧（別紙様式 2）

(2) 参加申込書受付期間

柏原市役所閉庁日を除く、令和 8 年 7 月 28 日（火）から令和 8 年 8 月 18 日（火）まで
※受付時間は 9 時から 16 時 30 分までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。

※郵送の場合、令和 8 年 8 月 18 日（火）16 時 30 分必着。郵便事故等により提出先に到達しなかった場合でも、異議を申し立てることはできない。

(4) 提出先

前記 2 の担当部署

(5) 提出部数

- ア 正本 1 部（代表者印押印のもの）
- イ 副本 1 部（正本の写し）

※提出書類のア～オの順序で製本して提出すること。

(6) 参加資格審査結果通知

令和8年8月24日(月)に、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。

(7) 結果に関する問合せ

参加資格を認められなかった者は、審査結果について令和8年8月25日(火)16時30分までに書面(様式自由)にて説明を求めることができる。

5 実施スケジュール

	項 目	期 日 等
1	公告(公募開始)及び質問受付開始	令和8年 7月28日(火)
2	質問受付終了	令和8年 8月 7日(金)
3	質問回答(最終更新)	令和8年 8月12日(水)
4	参加申込の受付締切	令和8年 8月18日(火)
5	参加資格審査の結果通知	令和8年 8月24日(月)
6	提案書受付開始	令和8年 8月25日(火)
7	提案書受付終了	令和8年 9月 3日(木)
8	審査(プレゼンテーション審査)	令和8年 9月 9日(水)
9	結果通知	令和8年 9月14日(月)
10	契約締結(見込み)	令和8年 9月30日(水)

6 質問及び回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案(業務実施に係る質問を含む。)に関する事項に限るものとし、評価、審査及び提案内容に関する質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

柏原市役所閉庁日を除く令和8年7月28日(火)から令和8年8月7日(金)まで
※受付時間は9時から16時30分までとする。

(3) 質問方法

質問書(様式4)を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールのタイトルは、以下のとおりとすること。

“「柏原市子育て支援アプリ導入及び運用保守業務」公募型プロポーザル質問”

※本文には、事業者名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(4) 質問先

前記 2 の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(5) 回答方法

回答は本市ウェブサイト順次公開し、令和 8 年 8 月 12 日（水）17 時 15 分を最終の更新とする。

※質問者毎への回答は行わない。

※質問者に係る情報（会社名、担当者氏名及び連絡先等）は公開しない。

※回答は、本実施要領及び仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

7 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次により企画提案の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（表紙）（様式 5）

イ 企画提案書（任意様式、以下 A～D の内容を含むこと）

A) 本提案に係るアプリの導入による効果等

B) 本提案に係るアプリの機能に係る提案

C) 運用開始後の自治体及び市民向けサポートに関する提案

D) 乳幼児健診及び小児予防接種のデジタル化・デジタルクーポンの導入実績やその効果等

ウ 参考見積書（様式 6）※代表者印を押印すること。

エ 同内容の電子データ（CD-R または DVD-R）

(2) 提出期間

柏原市役所閉庁日を除く、令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 3 日（木）まで

※受付時間は 9 時から 16 時 30 分までとする。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）とする。

※郵送の場合、令和 8 年 9 月 3 日（木）16 時 30 分必着。郵便事故等により提出先に到達しなかった場合でも、異議を申し立てることはできない。

(4) 提出先

前記 2 の担当部署

(5) 提出部数

ア 正本 1 部（代表者印押印のもの）

イ 副本 8 部（正本の写し）※提案者名・所在地・電話番号等を黒塗りすること

※電子データ（CD-R または DVD-R）は 1 部のみとする。

8 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式 7）の正本 1 部を前記 2 の担当部署へ持参または郵送により提出すること。

9 提案書の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査は、柏原市子育て支援アプリ導入及び運用保守業務公募型プロポーザル選定委員会において別表「柏原市子育て支援アプリ導入及び運用保守業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき行う。提案書等の提出書類の内容を審査した結果、提案者のうち総合得点が最も高い者を候補者として決定する。総合得点が最も高い者が同点で 2 者以上となった場合については、参考見積額の低い方を選定する。なお、参考見積額が同額の場合は、審査項目の独自提案の項目の評価点を踏まえ、選定委員による多数決で決定するものとする。

ただし、総合得点が満点の 6 割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

(2) 1 者提案

提案者が 1 者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、総合得点が満点の 6 割に満たない場合は、候補者として認めないものとする。

(3) プレゼンテーション審査

全提案者に対し、提案内容のプレゼンテーション審査を実施し、提案書とプレゼンテーションの内容を合わせて審査を行う。

ア 実施日時等

実施日は令和 8 年 9 月 9 日（水）とする。

※時間等については、令和 8 年 9 月 7 日（月）17 時までに電子メールで通知する。

なお、通知受け取り後、必ず受領確認の電子メールを返信すること。

※実施日時が変更となる場合、あらかじめ対象者に通知する。

イ プレゼンテーション方法

- 一提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案 20 分、質疑応答 10 分、計 30 分とする。提出した提案書の内容をもとに簡潔に説明すること。
また、新たな資料の配付は認めない。

- プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。
- スクリーン又は大型モニター、HDMI ケーブル、机、椅子、電源は本市が準備する。パソコンその他の機器等は、提案者が用意すること。
- ウェブ会議システム等による遠隔地からの出席は不可とし、必ず来庁でのプレゼンテーションを行うこと。
- 出席者は4名以内とし、候補者となった場合に本業務の責任者及び従事者となる予定の者を必ず含むこと。

(4) 審査結果の通知

令和8年9月14日（月）に審査を実施した全提案者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

(5) 審査結果の公表

- 前記(4)と同時に、本市ウェブサイト及び情報公開コーナーにおいて、参加申込者数、提案者数及び候補者名を公表する。
- 候補者と契約締結後、同様に全提案者の名称、評価点及び提案金額を公表する。
- 契約締結者以外の提案者名と評価点等の対応関係は明らかにしない。
- 提案者が2者の場合、評価点等の公表は契約締結者のみとする。

(6) 審査結果に関する問合せ

選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して、7日以内（ただし、本市の閉庁日を含まない。）の9時から16時30分までに審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。

10 契約の締結

候補者と発注者は、提案内容に基づき業務仕様の詳細について協議を行う。協議が整い次第見積徴取を行い、速やかに契約を締結するものとする。

11 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は1案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加申込者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類は本プロポーザル以外の目的には使用しない。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を失格とする。

- ア 前記3の参加資格要件を満たさなくなった場合
- イ 本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
- ウ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
- エ 必要な提出書類が揃っていない場合
- オ 必要事項の未記入及び押印漏れがある場合
- カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- キ 参考見積額（税込価格）が提案上限額を超える場合
- ク 見積総額と内訳の合計が一致しないなど、提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合
- ケ 本実施要領の記載事項を遵守しない場合
- コ プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- サ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- シ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ス その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行う又は行った場合

(6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。

(7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、候補者選定後に本市と候補者が協議を行った上で定めるものとする。

(8) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(9) 市は提出された企画提案書等について、柏原市情報公開条例（平成12年10月6日条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

(10) 審査に対する異議申し立てはできないものとする。

柏原市子育て支援アプリ導入及び運用保守業務公募型プロポーザル審査基準

	審査項目	審査内容	配点
1	企業能力・業務実績	適切かつ効果的な業務履行が見込める実績があるか。 確実な業務履行が見込める体制か。 事業実施に対する熱意があり、提案に説得力が感じられるか。	35
2	機能要件	仕様書で定める基礎要件を満たした上で、付加価値の要素がより充実しているか。 市にとって有益性の高い独自機能を有しているか。	95
3	運用保守	仕様書で定める要件を満たした上で、利用者や本市にとってより手厚いサポート体制を整えられるか。	25
4	拡張性	近年自治体でニーズの高まりを見せている「乳幼児健康診査」や「小児予防接種」デジタル化、デジタルクーポンへの対応など、今後の機能追加が必要となった際に円滑に導入できるか。	45
5	セキュリティ等	セキュリティ面で、具体的かつ十分な措置及び対応方法が講じられているか。	25
6	見積価格	経済性に優れているか。	75
	合計		300